

# 下関市立大学長期履修学生規程

平成 22 年 9 月 24 日

規 程 第 1 6 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 14 条第 2 項に規定する長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 長期履修学生として申請することのできる者は、社会人特別選抜入試を受験する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、その収入を主として生活を送っている者をいう。）
- (2) 育児、長期介護等により標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

(申請手続)

第 3 条 長期履修学生となることを希望する者は、選抜出願時に、次の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（様式第 1 号）
- (2) 勤務先の承諾書（職業を有する者に限る。）（様式任意）
- (3) その他必要と認められる書類

(許可)

第 4 条 前条の申請に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(長期履修期間)

第 5 条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とする。

- 2 長期履修期間は 5 年間から 8 年間までの期間とし、出願時にいずれかを選択しなければならない。

(長期履修期間の短縮)

第 6 条 許可された長期履修期間の短縮を希望する者は、当該短縮を希望する年度の前年度の 2 月末日までに、長期履修期間短縮申請書（様式第 2 号）及び必要書類を添えて、学長に願出なければならない。

- 2 前項の申請に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

3 第1項に定める短縮は、1回限りとする。

(資格の喪失)

第7条 第2条に規定する長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長へ申し出なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則 (平成27年2月26日規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 長期履修学生申請書

年 月 日

下関市立大学長 殿

申請者 学 科 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〒 -

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

下記のとおり、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

### 記

1 長期履修期間

開始学年： 年次から

期 間： 年 4月 ～ 年 3月 年間

2 希望理由

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

様式第2号（第6条関係）

## 長期履修期間短縮申請書

年 月 日

下関市立大学長 殿

申請者 学 科 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので、申請します。

### 記

1 長期履修期間

変更開始学年： 年次から  
変更後の期間： 年 4月 ～ 年 3月 年間  
変更前の期間： 年 4月 ～ 年 3月 年間

2 変更理由

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---